

非農地証明交付申請書、添付書類

提出部数:各1部

受付期間:毎月15日まで (15日が閉庁日の場合は直前の平日)

受付場所	番号	受付年月日
		年 月 日
農業委員会事務局		支所
(担当)		(課長) (担当)

[注意事項]

- 申請書は、申請者の自筆での署名(記名の場合は押印)が必要です。
- 申請書の提出等が、申請者本人でない場合は委任状が必要です。
- 申請内容について、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談いただきますようお願いいたします。
- 添付書類については裏面をご参照ください。
- 各機関発行の証明書類は発行から3ヶ月以内の物をご用意ください。
- 証明書類の原本還付をご希望の場合は、窓口に「原本」と「添付用の写し」の2点をご提出ください。
- 書類の確認に時間がかかりますので、提出の際は時間に余裕をもって窓口にお越しください。

[非農地証明基準]

- 1 風水害等不可抗力の災害により、農地に復元することが困難なもの。
- 2 自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなつてから10年以上経過し、容易に農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性のないもの。
- 3 人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日(昭和27年10月21日)前に農地でなくなったもの。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域については、原則として証明の対象としない

[申請者記入欄] 以下の項目を確認し、該当する方にチェック(✓)を付けてください。

1	申請地は農振農用地ではない	☐ はい	☐ いいえ
2	申請地に貸借権は設定されていないことを確認している	☐ はい	☐ いいえ
3	申請地は納税猶予を受けている農地ではない	☐ はい	☐ いいえ
4	申請地は10年以上耕作されていない	☐ はい	☐ いいえ
5	農業委員・推進委員に事前に相談し、了承を得ている	☐ はい	☐ いいえ
連絡先	氏名	電話番号	備考

申請書・添付書類		発行 機関	チェック欄 申請者・事務局	
1	非農地証明申請書	☆		
2	申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内) ----- 全部事項証明書に限る 登記情報提供サービスから取得した場合、照会番号が載っているものが必要	法務局		
3	申請土地の公図(発行から3ヶ月以内)	法務局		
4	申請土地の位置図(農地の場所がわかるもの)	－		
5	住民票(発行から3ヶ月以内) ----- 申請者本人の抄本で、本籍・世帯主の記載は不要	市区 町村 役場		
必要に応じて添付する書類				
ア	相続登記未了の場合 ----- 除籍・戸籍謄本等は相続人であることが確認できるものが必要。 ・名義人の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本および戸籍の附票、住民票等	遺産分割協議書 又は 相続人代表者指定届(同意書)		
		相続関係図		
		除籍・戸籍謄本等		
イ	代理人が申請する場合	委任状		

- 発行機関が「☆」の様式は事務局にあります。また、ホームページにも掲載されています。

[申請記録(事務局記入用)]

[illegible]